

# 加入区分・掛金・補償額

●団体活動を行う**4名以上**の方々でご加入ください。

団体員の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類および補償範囲によって加入区分が異なります。

加入対象者	加入区分 加入区分は加入者ごとにご選択ください。	補償対象となる団体活動（学校管理下を除く） ※加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。			
			スポーツ活動	文化活動等	危険度の高いスポーツ活動
子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	A1	スポーツ活動 文化活動 ボランティア活動 地域活動	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	C 64歳以下	スポーツ活動（指導・審判を含む）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	B 65歳以上	スポーツ活動（指導・審判を含む）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	A2 A2区分は65歳以上の方も加入できます。	文化活動 ボランティア活動 地域活動 準備・片付け・応援・団体員の送迎	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
全年齢	D	危険度の高いスポーツ活動（指導・審判を含む）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ワイルドコース（個人活動補償型）	子ども (中学生以下) ※特別支援学校高等部の生徒を含む	AW	<b>A1区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象</b>		
	CW 64歳以下	C区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	BW 65歳以上	B区分の補償となる団体活動に加え、個人活動も対象	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

## ■スポーツ活動とは、次の活動を言います。

運動競技および身体運動であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。なお、次の活動もスポーツ活動となります。（危険度の高いスポーツ活動はD区分での加入となります。）

- 各種体操、太極拳、ヨガなどのフィットネス
- 各種ダンス、バレエ、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、バトンフリング、カラーガードなどのダンス、踊り
- ウォーキング、ハイキング、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動
- 運動会、球技大会など

## ■A2区分ではスポーツ活動（指導・審判を含む）中の事故は補償の対象とはなりません。

ボランティア、地域活動、団体活動の支援であってもその活動にスポーツ活動が含まれる場合や、加入団体でのスポーツ活動中の事故を含めて補償を受けたい場合は、C区分、B区分またはD区分でご加入ください。

## ⚠ 全ての加入区分におけるご注意

■この保険は同一団体で1口しか加入できません。■複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。■年度途中での加入区分の変更はできません。

## 傷害保険

入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。（各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。）手術保険金についてはP.5傷害保険「支払われる保険金」(5)をご覧ください。

## 賠償責任保険

自動車事故によって賠償責任を負った場合は対象外となります。

P.6賠償責任保険「保険金が支払われない主な場合」(2)(3)をご確認のうえご加入ください。

中途加入・中途脱退の場合  
でも年間掛金を適用します。

年間掛金 (1人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
		死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて180日以内 入院 / 1日目から / 180日限度 日額	通院 / 1日目から / 30日限度 日額		
800円	団体活動中とその往復中	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人 2億円)	180万円
2,000円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人 2億円)	180万円
1,200円	団体活動中とその往復中	600万円	900万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人 2億円)	180万円
800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人 2億円)	180万円
11,000円	団体活動中とその往復中	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人 2億円)	180万円
1,450円	団体活動中とその往復中	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人 2億500万円)	180万円
	上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故	500万円
5,000円	団体活動中とその往復中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人 2億500万円)	180万円
	上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故	500万円
5,000円	団体活動中とその往復中	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故 (ただし、対人賠償は1人 2億500万円)	180万円
	上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故	500万円

## ■危険度の高いスポーツ活動とは、次の活動を言います。

●山岳登攀（注1） ●アメリカンフットボール ●ボブスレー、リュージュ、スケルトン●スカイダイビング

●航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）の操縦 ●超軽量動力機（注2）、ハンググライダー（注3）、ジャイロプレーンの搭乗  
●その他これらに類するスポーツ活動

（注1）冬山登山、岩登り、沢登り、フリーフライミング（スポーツクライミングを除く。）など特殊な技術と経験を要するもの。（具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）

（注2）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラグライダーやパラセイル等のパラグライド機を除きます。

（注3）パラグライダーの搭乗は、C区分またはB区分となります。

■加入手続きに不備がありますと、保険金が支払われないことがあります。

年間掛金には、制度運営費10円（税込み）が含まれます。